

移住ウェブサイトプロモーション事業 業務委託仕様書

〔1〕 委託業務名 移住ウェブサイトプロモーション事業 業務委託

〔2〕 目的

松山市の魅力や暮らしやすさを発信する移住ウェブサイトや Instagram を運営するとともに、新たなコンテンツの作成を行うことにより、松山市への UIJ ターンや定住を促進することを目的とする。

〔3〕 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容

移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」を運営するとともに、移住者交流会の開催、移住者インタビューの更新等、ウェブサイトや SNS など様々な媒体を用いて情報発信を行うことで、松山の魅力を発信する。

〔6〕 業務項目

1. 移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」の活用・更新

松山市から提供する既存の移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」(<https://matsuyama-kurashi.com/>) の内容を活用し、更新すること。

(1) 移住に関するプロモーション

移住検討者に対して、以下の内容をプロモーションするための企画を提案する。

事業規模は①と②で600,000円(税抜)、③で840,000円(税抜)程度とする。

①移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」のアクセス数向上

【目標】 ページビュー数220,000以上

②移住サポート促進事業(※)の利用向上

【目標】 100件以上

※移住サポート促進事業

県外在住の移住検討者を対象に、松山市の住環境や子育て環境、自然環境などを視察、情報収集をする際にかかる宿泊代やレンタカー代等に対して、一部補助を行う。

③定住促進住宅(※)の入居率向上

【目標】 新規入居者 神浦定住促進住宅：2件 ハイムインゼルごごしま：2件

※定住促進住宅

移住を考える忽那諸島外在住者が、忽那諸島で一定期間移住体験ができる施設。

中島：神浦定住促進住宅 興居島：ハイムインゼルごごしま

移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」内に紹介ページあり。

(<https://matsuyama-kurashi.com/satoshima/>)

(2) 移住者インタビューの更新

「いい、暮らし。まつやま」サイト内の百色移住者インタビューを更新するとともに同記事を Instagram でも発信する。インタビューは 5 名程度の記事を更新すること。アポ取り、謝礼の支払い、撮影コーディネート、先方校正等も含む。また、撮影した電子データを松山市に提出すること。

(3) 移住支援制度に関する特設ページの制作

「いい、暮らし。まつやま」サイト内に、松山市の移住支援制度が分かるページを作成し、トップページから直接アクセスできるようナビゲーションを追加する。

(4) セキュリティリスクへの対応

令和 5 年度に実施した松山市移住サイトに対する脆弱性診断結果に対応することで、顕在化しているセキュリティリスクに対応する。

その他、脆弱性診断で発見されたもの以外でセキュリティリスクが想定される事項があると判断される場合、指摘・対応策・この対応に関する概算見積を合わせた報告書を提出すること。

【1】脆弱性診断結果に対するセキュリティ対応

【1】－1 コンテンツセキュリティポリシー（CSP）対応

【1】－2 アンチクリックジャッキングヘッダ対策

【1】－3 JS ライブラリ更新

【1】－4 CSRF 対策

【1】－5 WordPress セキュリティ対応

【1】－6 実施報告書の提出

【1】－1～【1】－5 の対応に関する実施報告書

【2】その他、脆弱性リスクに関する提案

【2】－1 指摘事項

【2】－2 対応策

【2】－3 概算見積

(5) トピックスの更新

新着で更新する内容があった場合、「いい、暮らし。まつやま」サイトの「トピックス」コンテンツの更新を行う。また、必要に応じてバナーデザインを作成すること。

(6) ガイドブックのデータ更新

令和 6 年度に更新する移住ガイドブック「いい、暮らし。まつやま」や“子育ても”「いい、暮らし。まつやま」のデータを、移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」へ掲載する。

(7) 移住者交流会「まつやま^{びより}日和」の開催

移住者の生活への不安解消や定住につなげるため、移住者や移住検討者同士が交流する「まつやま日和」を以下のとおり行い、その活動レポートを移住ウェブサイトや SNS で発信する。

・回数 4 回

・時期 参加者の誘導が効果的に図れる開催日程に配慮すること。

- ・参加者 1回につき、松山市内の移住者や移住検討者40名程度の参加を想定。想定人数を上回る応募があった場合は、松山市と協議の上、参加者数を決定すること。また、2回は子育て世帯を対象とした交流会とし、残り2回の対象は別途提案すること。
- ・参加者の募集 募集は、移住者同士の交流を持ちたい方の参加を促すことができるように、WEBやSNS、インターネット広告など、独自のノウハウや手法を活用するとともに、関係機関等とも連携して、効率的かつ効果的に行うこと。
- ・開催場所や内容 飲食物の提供が可能な場所であること。また、1回はワークショップなど体験型のイベント形式にすること。
- ・開催後 実施状況を記録するため、デジタルカメラ等により撮影を行い、電子データを松山市に提出し、活動レポートを移住ウェブサイトやSNSで発信すること。また、交流会後にも参加者同士が交流できるような工夫をすること。

2. SNSの活用・更新

(1) Instagram「いい、暮らし。まつやま」による情報発信

Instagram「いい、暮らし。まつやま」(iikurashi_matsuyama)で移住や松山の暮らしやすさに関する情報発信を行う。

・Instagramの運用

- ①月4回以上、移住や松山の暮らしやすさに関する投稿を行うとともに投稿をした際はストーリー等を更新し、周知を図る。(移住者交流会や移住者インタビューの記事は回数に含まない。)
- ②①のうち、月に1回は松山の自然や各地区の魅力、移住者の暮らしぶり等が分かるよう動画を撮影し、リールを投稿すること。
- ③①のうち、4回は移住者が開いている店舗を特集し、紹介する。
- ④アカウントのトップに表示される過去の投稿フィード一覧に統一感が感じられるような全体構成とすること。
- ⑤閲覧者からのコメントへの返信も行い、返信前には必ず松山市の了解を得ること。
なお、1つの投稿記事に関するコメントに対し、10件を超えるコメントが寄せられた場合には、可能な範囲で対応することとするが、極力すべてのコメントに返信できるよう努めること。
- ⑥セキュリティについて、管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合は、ただちに適切な処理を行うとともに、松山市へ報告を行うこと。また、本業務で使用する端末は限定し、アカウントへのログインパスワード管理は、限られた者のみで行うこと。

・フォロワーの分析

投稿毎のインサイトやフォロワーの属性などのデータを分析し、結果を松山市へ提出するとともに今後の施策展開に生かす。

・アカウントの周知及びフォロワー増加のための施策

アカウントの周知及び県外のフォロワー増加のための施策を2回以上実施する。

(2) インフルエンサーによる情報発信

インフルエンサーがSNSで松山の暮らしやすさや子育て環境などの情報発信を県外の移住検討者へ向けに行う。

- ・使用する SNS Instagram や YouTube など
- ・インフルエンサーの人数 2人以上
- ・インフルエンサーの条件
 - ①フォロワー100,000人以上
 - ②フォロワーのうち7割以上が県外
- ・投稿回数 1人あたり4投稿以上
- ・その他 インフルエンサーの選定及び投稿内容について事前に協議をすること。
投稿するジャンルが被らないようインフルエンサーを選考すること。
インフルエンサーの投稿後は Instagram 「いい、暮らし。まつやま」でストーリーズを更新するなど周知を図ること。
インフルエンサーの各投稿に対するインサイトの結果を提出すること。
投稿後の効果検証を行ない、報告書へ記載すること。

3. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4. 定期ミーティング（業務報告会）の実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、原則、松山市役所において定期ミーティングを行うこと。

〔7〕ウェブサイトの基本方針

1. パソコン（Windows10以上、MacOS最新版）並びに iOS 最新版、AndroidOS 最新版をプラットフォームとした各スマートフォンにて松山暮らしの魅力を紹介するコンテンツを制作すること。
2. 松山市から提供する既存の「いい、暮らし。まつやま」ウェブページの構成及びデザインのファイル一式を活用し、既存のコンテンツについても引き続き構築・運営すること。既存サーバーは「さくらインターネット」、CMSは「Word Press」を使用。
3. ドメインについて、移住ウェブサイト「matsuyama-kurashi.com」を使用すること。
4. サイトデザインにあたっては、松山市から提供するテキスト、イラスト、写真、画像、映像データ等の活用を基本に、受託者の作成したイラスト・アイコン等の使用や文字の大きさ、配置、配色等を考慮し、利用者がみやすいものとする。
5. 効果的な発信・拡散を実施すること。
6. パソコン、タブレット及びスマートフォンの標準的な回線速度において、ユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない閲覧状態・構成・速度を意識したうえで作成すること。
7. 「Microsoft Edge」、「Google Chrome」、「Firefox」、「Apple Safari」等の主要なブラウザの最新バージョンで、正常動作すること。

〔8〕その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

3. 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

4. 松山市事業との連動

松山市が行う各種プロモーション事業と必要に応じて連携・連動すること。

〔9〕 成果品

■ウェブサイトや SNS で使用したテキスト、画像、動画データ等

※納品場所 松山市二番町四丁目 7 番地 2

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

〔10〕 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部については事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。

(2) 松山市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、受託者と協議のうえ、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。